

協議項目第6号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて提出する。

平成15年6月13日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

地方税の取扱いについて
1. 個人町民税は、現行のとおり標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
2. 法人町民税は、現行のとおりとする。
3. 固定資産税は、現行のとおり標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
4. 軽自動車税は、弓削町、生名村の例により標準税率とする。納期については、弓削町、生名村、岩城村の例による。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
5. 町たばこ税、鉾産税、特別土地保有税は、現行のとおりとする。

平成15年6月13日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	8 地方税（国民健康保険税を除く）の取扱い	関 係 項 目	
調 整 方 針	1. 個人町民税は、現行のとおりの標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。 2. 法人町民税は、現行のとおりのとする。 3. 固定資産税は、現行のとおりの標準税率とする。納期については、弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。 4. 軽自動車税は、弓削町、生名村の例により標準税率とする。納期については、弓削町、生名村、岩城村の例による。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。 5. 町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税は、現行のとおりのとする。		

区 分	現 況				課 題	調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
個人町村民税	納税義務者 町内に住所を有する個人等 町内に事務所、事業所又は家 屋敷を有する個人で町内に住 所を有しない者	納税義務者 村内に住所を有する個人等 村内に事務所、事業所又は家 屋敷を有する個人で村内に住 所を有しない者	納税義務者 同 左	納税義務者 同 左		現行のとおりのとする。
	均等割税率 2,000円	均等割税率 同 左	均等割税率 同 左	均等割税率 同 左		現行のとおりのとする。
	所得割税率 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%	所得割税率 同 左	所得割税率 同 左	所得割税率 同 左		現行のとおりのとする。
	納期 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月 1日～同月31日 第3期 10月 1日～同月31日 第4期 翌年1月 4日～同月31日	納期 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月16日～同月31日 第3期 10月16日～同月31日 第4期 翌年1月16日～同月31日	納期 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月 1日～同月31日 第3期 10月 1日～同月31日 第4期 翌年1月 1日～同月31日	納期 同 左	納期が異なる。	弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
法人町村民税	納税義務者 町内に事務所又は事業所を 有する法人 町内に寮等を有する法人で 町内に事務所又は事業所を有 しないもの及び町内に事務所、 事業所又は寮等を有する法人 でない社団又は財団で代表者 又は管理人の定めのあるもの	納税義務者 村内に事務所又は事業所を 有する法人 村内に寮等を有する法人で 村内に事務所又は事業所を有 しないもの及び村内に事務所、 事業所又は寮等を有する法人 でない社団又は財団で代表者 又は管理人の定めのあるもの	納税義務者 同 左	納税義務者 同 左		現行のとおりのとする。
	均等割税率 資本金 従業員 税額 50億円超 50人超 300万円 10億円超50億円以下 50人超 175万円 10億円超 50人以下 41万円 1億円超10億円以下 50人超 40万円 " 50人以下 16万円 1千万円超1億円以下 50人超 15万円 " 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 前各号に掲げる法人以外の法人 5万円	均等割税率 同 左	均等割税率 同 左	均等割税率 同 左		現行のとおりのとする。
	法人割税率 12.3%	法人割税率 同 左	法人割税率 同 左	法人割税率 同 左		現行のとおりのとする。
	申告納期 事業年度終了の日から2ヶ月 以内の確定申告・納付 次年度開始の日から6ヶ月を 経過した日から2ヶ月以内の中 間申告・納付	申告納期 同 左	申告納期 同 左	申告納期 同 左		現行のとおりのとする。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	8 地方税（国民健康保険税を除く）の取扱い	関係項目	
調整方針			

区 分	現 況				課 題	調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
固定資産税	納税義務者 固定資産に対し、その所有者	納税義務者 同 左	納税義務者 同 左	納税義務者 同 左		現行のとおりとする。
	税率 1.4%	税率 同 左	税率 同 左	税率 同 左		現行のとおりとする。
	免税点 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	免税点 同 左	免税点 同 左	免税点 同 左		現行のとおりとする。
	納期 第1期 4月16日～同月30日 第2期 7月 1日～同月31日 第3期 12月 1日～同月25日 第4期 翌年2月 1日～同月末日	納期 第1期 4月16日～同月30日 第2期 7月16日～同月31日 第3期 12月16日～同月25日 第4期 翌年2月16日～同月末日	納期 弓削町と同じ	納期 同 左	生名村と他の1町2村とで2期以降の納期に違いがある。	弓削町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。
軽自動車税	納税義務者 軽自動車等に対し、その所有者	納税義務者 同 左	納税義務者 同 左	納税義務者 同 左		現行のとおりとする。
	税率 原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 又は定格出力0.6kw以下 1,000円 2輪で総排気量0.05ℓ超0.09ℓ以下 又は定格出力0.6kw超0.8kw以下 1,200円 2輪で総排気量0.09ℓ超 又は定格出力0.8kw超 1,600円 3輪以上で総排気量0.02ℓ超 又は定格出力0.25kw超 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪以上 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 専ら雪上を走行 2,400円 小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	税率 同 左	税率 原動機付自転車 総排気量0.05ℓ以下 又は定格出力0.6kw以下 1,000円 2輪で総排気量0.05ℓ超0.09ℓ以下 又は定格出力0.6kw超0.8kw以下 1,200円 2輪で総排気量0.09ℓ超 又は定格出力0.8kw超 1,600円 3輪以上で総排気量0.02ℓ超 又は定格出力0.25kw超 2,500円 軽自動車 2輪 2,400円 3輪 3,100円 4輪以上 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 2輪の小型自動車 4,000円	税率 同 左		弓削町、生名村の例による。
	賦課期日 4月1日	賦課期日 同 左	賦課期日 同 左	賦課期日 同 左		現行のとおりとする。
	納期 5月11日～同月31日	納期 同 左	納期 同 左	納期 5月1日～同月31日	魚島村と他の1町2村とで納期に違いがある。	弓削町、生名村、岩城村の例による。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	8 地方税（国民健康保険税を除く）の取扱い	関係項目	
調整方針			

区 分	現 況				課 題	調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
町村たばこ税	納税義務者 卸売販売業者等	納税義務者 同 左	納税義務者 同 左	納税義務者 同 左		現行のとおりとする。
	課税標準 喫煙用の製造たばこ パイプたばこ 1グラム 葉巻たばこ 1グラム 刻みたばこ 2グラム かみ用の製造たばこ 2グラム かぎ用の製造たばこ 2グラム	課税標準 同 左	課税標準 同 左	課税標準 同 左		現行のとおりとする。
	税率 1,000本につき2,668円	税率 同 左	税率 同 左	税率 同 左		現行のとおりとする。
	申告納期 毎月末日までに、前月販売分 について申告納付	申告納期 同 左	申告納期 同 左	申告納期 同 左		現行のとおりとする。
鉱産税	納税義務者 鉱物掘採事業に対し、その鉱業者	納税義務者 同 左	納税義務者 同 左	納税義務者 同 左		現行のとおりとする。
	課税標準 鉱物の価格	課税標準 同 左	課税標準 同 左	課税標準 同 左		現行のとおりとする。
	税率 1% (期間合計200万円以下0.7%)	税率 同 左	税率 同 左	税率 同 左		現行のとおりとする。
	申告納期 毎月15日から同月末日まで に、前月掘採した鉱物分につい て申告納付	申告納期 同 左	申告納期 同 左	申告納期 同 左		現行のとおりとする。
特別土地保有税	納税義務者 土地又はその取得に対し、当 該土地の所有者又は取得者	納税義務者 同 左	納税義務者 同 左	納税義務者 同 左		現行のとおりとする。
	課税標準 土地の取得価格	課税標準 同 左	課税標準 同 左	課税標準 同 左		現行のとおりとする。
	税率 土 地 1.4% 土地の取得 3%	税率 同 左	税率 同 左	税率 同 左		現行のとおりとする。
	免税点 1月1日に所有する土地の合 計面積、1月1日前1年以内に取 得した土地の合計面積、7月1日 前1年以内に取得した土地の合 計面積がそれぞれ 10,000㎡未満	免税点 同 左	免税点 同 左	免税点 同 左		現行のとおりとする。
	申告納期 1月1日現在土地保有 5月31日 1月1日前1年以内土地取得 2月末日 7月1日前1年以内土地取得 8月31日	申告納期 同 左	申告納期 同 左	申告納期 同 左		現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	8 地方税の取扱い	関 係 項 目
調 整 方 針	資 料	

地方税の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【地方税法】 （地方団体の課税権） 第二条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。 （地方税の賦課徴収に関する規定の形式） 第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。 2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。 （市町村が課することができる税目） 第五条 市町村税は、普通税及び目的税とする。 2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。 一 市町村民税 二 固定資産税 三 軽自動車税 四 市町村たばこ税 五 鉱産税 六 特別土地保有税 3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。 4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。 5 指定都市等（第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）は、目的税として、事業所税を課するものとする。 6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。 一 都市計画税 二 水利地益税 三 共同施設税 四 宅地開発税 五 国民健康保険税 7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起して、目的税を課することができる。 （市町村の廃置分合があった場合の課税権の承継） 第八条の二 市町村の廃置分合があった場合（次条第一項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によって、当該承継市町村が、承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。	☆篠山市 <H11.4.1合併> 〔兵庫県 多紀郡 篠山町、西紀町、丹南町、今田町〕 4町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。 (2) 軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。 (3) 個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取扱う。 ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。 イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。 ☆西東京市 <H13.1.21合併> 〔東京都 田無市、保谷市〕 2市で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である100分の14.7を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。 ア 資本金等が1億円以下の法人等 100分の12.3 イ 資本金等が1億円を超え10億円以下の法人等 100分の13.5 (2) 都市計画税の税率は、100分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。 (3) 固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。 ☆さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 (1) 個人市民税については、現行のとおりとする。 ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により個人市民税均等割は、平成14年度以降年額3,000円となる。 (2) 法人市民税については、現行のとおりとする。 (3) 固定資産税については、現行のとおりとする。 ただし、平成14年度以降の納期については、5・7・12・2月で調整を図る。 (4) 軽自動車税については、現行のとおりとする。 (5) 市たばこ税については、現行のとおりとする。 (6) 特別土地保有税については、現行のとおりとする。 (7) 事業者税については、現行のとおりとする。 ただし、与野市域は地方税法の規定に基づき、合併の日の翌日から6月を経過する月以降課税区域となる。 (8) 都市計画税については、現行のとおりとする。 ただし、納期については、固定資産税と同様にする。 (9) 減免については、それぞれの税目について統一的な処理基準を作成する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	8 地方税の取扱い	関 係 項 目
調 整 方 針	資	料

地方税の取扱いに関する法令	先 進 事 例
2 前項の規定によって消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する承継市町村が二以上ある場合において、当該承継市町村がそれぞれ承継すべき当該消滅市町村の徴収金に係る権利について当該承継市町村の長の間において意見を異にし、その協議がととのわなるときは、道府県知事（当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、総務大臣）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。 3 前条第二項から第十項までの規定は、前項の申出及び当該申出に係る道府県知事又は総務大臣の決定について準用する。 4 前三項の規定によって承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合においては、当該承継市町村が条例で別段の定めをしない限り、その承継すべき当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関しては、当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関して定められている消滅市町村の条例、規則その他の定め例によるものとする。この場合において、承継市町村が第五条第三項の規定によって課する普通税又は同条第七項の規定によって課する目的税（以下本項において「法定外税」という。）を課することとしており、かつ、当該承継市町村が承継する当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金のうちにこれらと課税客体を同じくする同種の法定外税があるため、同種の法定外税を重複して課することとなるときは、当該消滅市町村に係る法定外税の納税義務者に対しては、当該承継市町村は、当該承継市町村の条例の定めるところによって、これらの法定外税のうちいずれか一を課するものとしなければならない。 【市町村の合併の特例に関する法律】 （地方税に関する特例） 第十条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価額若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。 2 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号イ及びロに掲げる市以外の市又は町村であり、かつ、その人口（同号ハに規定する人口をいう。以下この項において同じ。）が三十万未満である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町村が人口三十万以上の市であるときは、当該合併市町村に対する同号ハの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日から起算して五年を経過する日までの間には行わないものとする。ただし、当該合併市町村の人口が、当該市町村の合併が行われた日の前日における合併関係市町村の人口の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した人口以上となった場合は、この限りでない。	☆あさぎり町 ＜H15.4.1合併＞ 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 5か町村で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 個人町村民税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。 (2) 固定資産税の納期については、須恵村の例による。 (3) 軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。 (4) 鉱産税については、免田町、岡原村、須恵村、深田村の例による。 (5) 水利地益税については、設置しないものとする。 ☆東宇和・三瓶町合併協議会 ＜西予市；H16.3.31までに合併予定＞ 〔愛媛県 東宇和郡 明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡 三瓶町〕 5町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 1 個人町民税及び固定資産税の納期については、地方税法に定める納期による。 2 個人町民税及び固定資産税の納期前納付報奨金については、地方税法に定める基準による。 3 特別土地保有税については、合併時に調整する。 ☆宇摩合併協議会 ＜四国中央市；H16.4.1合併予定＞ 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 ・個人住民税 均等割の税率は、2，500円（標準税率）とする。 普通徴収に係る個人住民税の納期については、川之江市の例による。 ・法人市民税 法人税割の税率については、川之江市の例による。 ・固定資産税 納期については、川之江市の例による。 ・軽自動車税 税率については、新宮村の例による。 ・市たばこ税 4市町村に相違が無いため現行どおりとする。 ・特別土地保有税 川之江市の例による。 ・入湯税 川之江市の例による。 ☆南宇和合併協議会 ＜愛南町；H16.10.1合併予定＞ 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 地方税の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 賦課率は5町村とも同率であるため、現行のまま新町に引き継ぐものとする。 2. 個人町村民税と固定資産税の納期については、御荘町の例による。ただし、平成16年度は旧町村の例によるものとする。 3. 軽自動車税の納期については、城辺町の例によるものとする。 4. 特別土地保有税については、御荘町の例によるものとする。 5. 鉱産税・入湯税については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。 6. 納税（貯蓄）組合については、現行のまま引き継ぎ、新町において調整する。

上島合併協議会 調整方針（資料）

協 議 事 項	8 地方税の取扱い	関 係 項 目
調 整 方 針	資 料	

地方税の取扱いに関する法令	先 進 事 例
	☆宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会 <H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 宇和島市、北宇和郡 吉田町、三間町、津島町〕 1. 個人市町民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度は現行の税率を採用する。納期は、吉田町、津島町の例により調整する。ただし、合併年度は、旧市町の例による。 2. 法人市町民税の均等割及び法人税割の税額は、制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。 3. 固定資産税は、標準税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は、合併時までに調整する。 4. 軽自動車税の税率は、標準税率を採用する。納期は、5月1日から5月31日までとする。ただし、合併年度は、旧市町の例による。 5. 市町たばこ税、特別土地保有税及び鉱産税は、現行のまま新市に引き継ぐ。 6. 入湯税は、宇和島市の例により調整する。 ☆内子町・五十崎町合併協議会 <内子町；H16.10.1までに合併予定> 〔愛媛県 喜多郡 内子町、五十崎町〕 1 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税の税率等は、2町に相違がないため現行のとおりの新町に引き継ぐものとする。 2 国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額の課税限度額は、2町に相違がないため現行のとおりの新町に引き継ぐものとする。 3 国民健康保険税の基礎課税額の税率は、国民健康保険事業等の健全で円滑な運営を確保することができるよう、合併後調整するものとする。ただし、合併の年度（平成16年度）は、旧町の例によるものとする。 4 国民健康保険税の介護納付金課税額の税率は、介護保険事業等の健全で円滑な運営を確保することができるよう、合併後調整するものとする。ただし、合併の年度（平成16年度）は、旧町の例によるものとする。 5 国民健康保険税及び介護納付金課税額の納税義務の発生、消滅に伴う賦課は、2町に相違がないため現行のとおりの新町に引き継ぐものとする。 6 国民健康保険税の減額の軽減割合は、2町に相違がないため現行のとおりの新町に引き継ぐものとする。 7 固定資産税及び国民健康保険税の納期は、内子町の例によるものとする。ただし、合併の年度（平成16年度）は旧町の例によるものとする。 ☆西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕 2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 1 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 法人市民税の法人割の税率については、西条市、東予市の例（制限税率 14.7%）による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 5 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。